

香川県における豪雨災害の軽減に向けた地域の取組み方針（案）について

香川県大規模氾濫等減災協議会

1

1. はじめに

2. 地域の取組み方針（案）

3. 今後のスケジュールについて

2

1 はじめに

協議会設立の背景

平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。

(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(答申)，平成27年12月)



3

1 はじめに

平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。

(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申)，平成29年1月)



4

香川県でも過去に甚大な被害が...



昭和51年 小豆郡小豆島町



平成16年
高松市由良町 春日川



平成16年 観音寺市大野原町 前田川



平成16年 高松市鬼無町 本津川

5

「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から
「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」
 を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。



「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等を一部改正

1 はじめに

香川県では、平成29年8月より協議会の設立に向け、各ブロック（土木事務所管内）毎に協議を開始。

- 参加者 県（河川砂防課、危機管理課、土地改良課、各土木事務所、各土地改良事務所、市町（土木、土地改良、防災の関係課）、消防本部、消防団

平成29年8月 第1回ブロック会



- ・水防法等の改正について情報共有
- ・協議会設置に向けた準備
- ・今後の取組みについて協議



平成30年1月～2月 第2回ブロック会

- ・協議会設置に向けた準備（規約等説明）
- ・今後の取組みについて協議

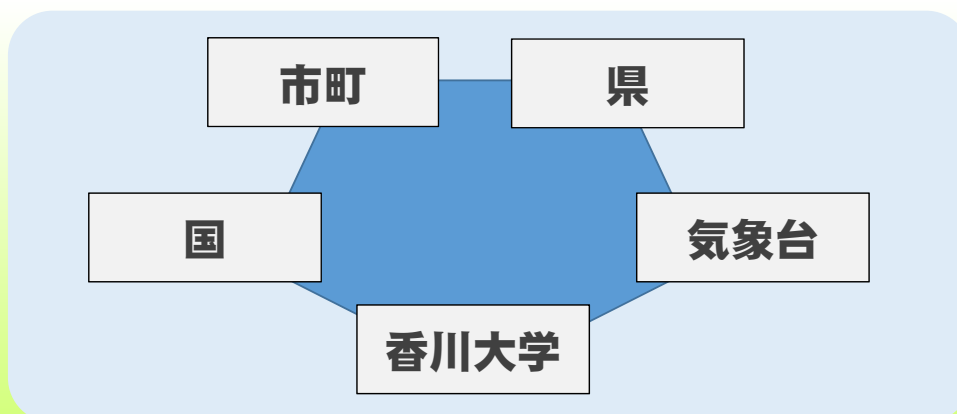


1 はじめに

洪水氾濫や土砂災害による被害を軽減するため
ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進するべく

平成30年3月28日

香川県大規模氾濫等減災協議会を設立



本県協議会の特徴

水防法では河川毎に設立することとなっている

本県では県管理河川全てを対象とし
県全体として協議会を設立

本県独自の取組み

台風等による豪雨など、洪水と同じ気象に起因する
土砂災害に対する備えも含める

香川県大規模氾濫等減災協議会 第1回幹事会

●開催日等	小豆地区	平成30年5月17日（木）14:30～	小豆総合事務所
	東讃地区	平成30年5月18日（金）10:00～	長尾土木事務所
	高松地区	平成30年5月18日（金）14:00～	県庁本館
	中讃地区	平成30年5月21日（月）10:00～	中讃土木事務所
	西讃地区	平成30年5月21日（月）14:00～	西讃土木事務所

●参加者 県（河川砂防課、危機管理課、土地改良課、各土木事務所、各土地改良事務所、市町（土木、土地改良、防災の関係課）、消防本部、消防団

●議事内容 香川県における豪雨災害の軽減に向けた地域の取組み方針(案)について



1. はじめに

2. 地域の取組み方針（案）

3. 今後のスケジュールについて

2 地域の取組み方針（案）

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方等を踏まえた緊急対策～
平成29年6月20日 国土交通省

平成27年9月関東東北豪雨災害、平成28年8月台風による豪雨災害を受け発表された答申において実施すべき対策とされた事項のうち、**緊急的に実施すべき事項**について、国土交通省として**32項目の緊急行動計画**をとりまとめたもの

(1) 水防法に基づく協議会の設置	(全 1項目)
(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組	(全13項目)
(3) 的確な水防活動のための取組	(全 4項目)
(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組	(全 2項目)
(5) 河川管理施設の整備等に関する事項	(全 5項目)
(6) 減災・防災に関する国の支援	(全 5項目)

緊急行動計画のうち県、市町、関係機関が取り組む内容をとりまとめた

香川県における豪雨災害の軽減に向けた地域の取組み方針（案）を作成

- (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組（13項目）
- (2) 的確な水防活動のための取組（6項目）
- (3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組（1項目）
- (4) 河川管理施設の整備等に関する事項（3項目）

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組み

要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（No. 6）

国・都道府県

河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域等として指定（水防法第14条等）

土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域等として指定（土砂災害防止法第7条等）

市町村

地域防災計画に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を記載（水防法第15条）（土砂災害防止法第7条等）

要配慮者利用施設の管理者等

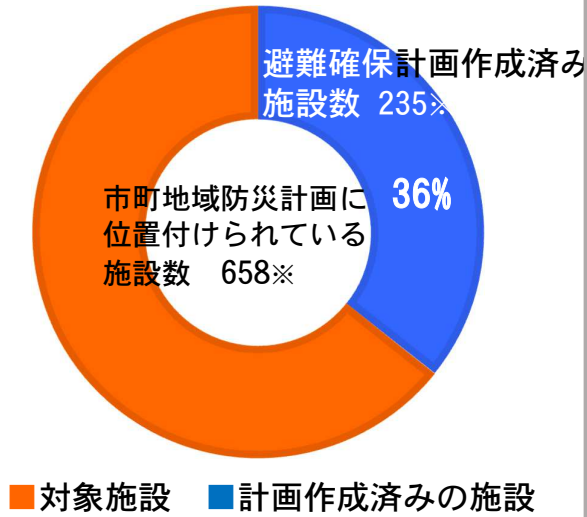
避難確保計画の作成、訓練の実施 自衛水防組織の設置（努力義務）（水防法第15条の3）（土砂災害防止法第8条等）

平成29年6月法改正により義務化

香川県における要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況

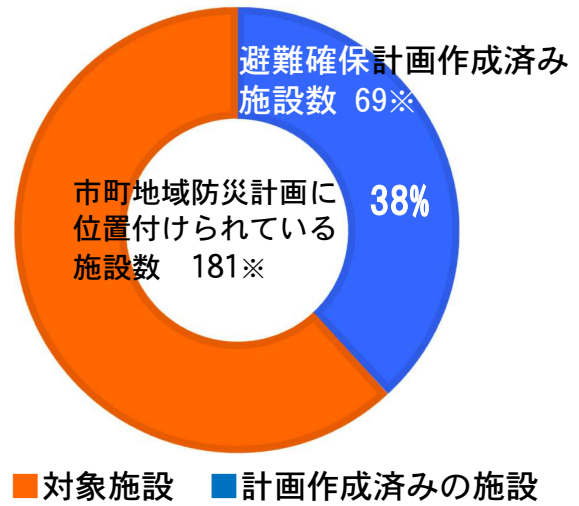
洪水浸水想定区域関係

平成30年3月末時点



土砂災害警戒区域関係

平成30年3月末時点



※平成30年3月末時点の数値

※数値は速報値であり、精査により変動することがある。 15

香川県における要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況



平成30年6月 宇多津町 福祉施設避難訓練

平成30年6月 さぬき市要支援者避難訓練

施設の避難確保計画の作成促進のための取組み

国が作成する**モデル施設の避難確保計画の事例を共有**



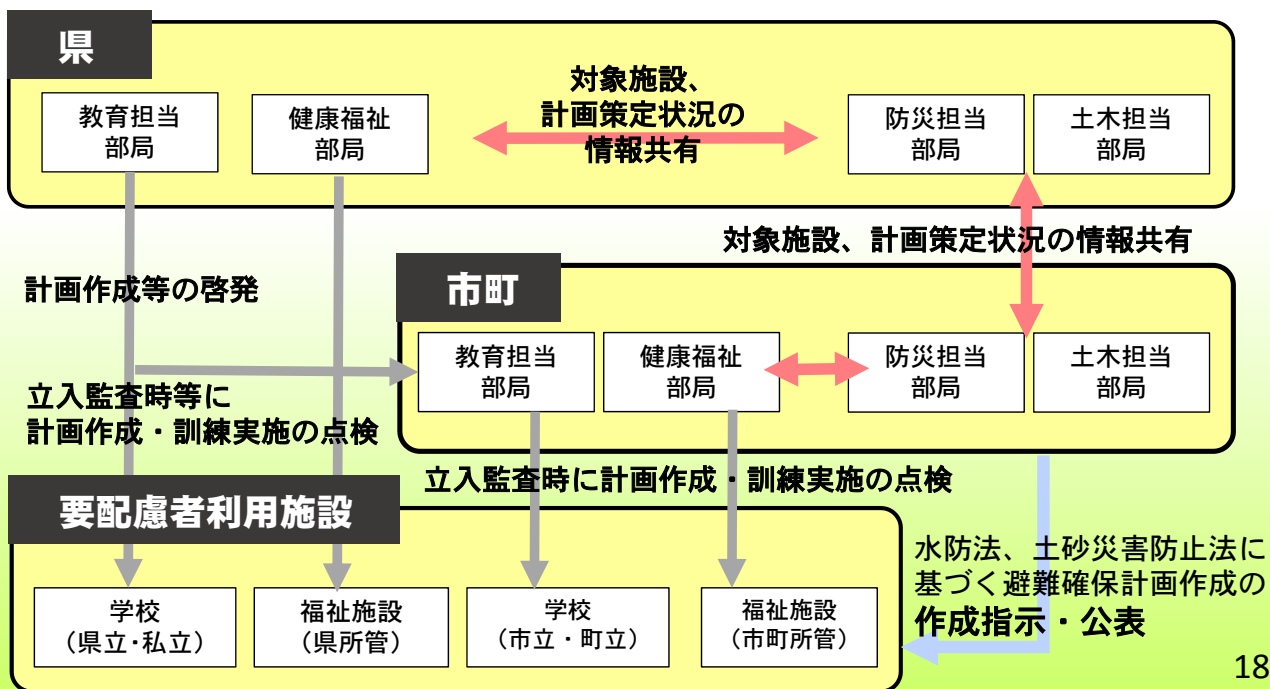
関係機関と施設職員等が水害・土砂災害のリスク情報を共有し、実効性のある避難確保計画をモデル地域において作成



各施設の計画作成の参考にできるように、**協議会の場で情報共有**

施設の避難確保計画の作成促進のための取組み

各関係者が連携して対象施設への点検・啓発を実施



2 地域の取組み方針（案）

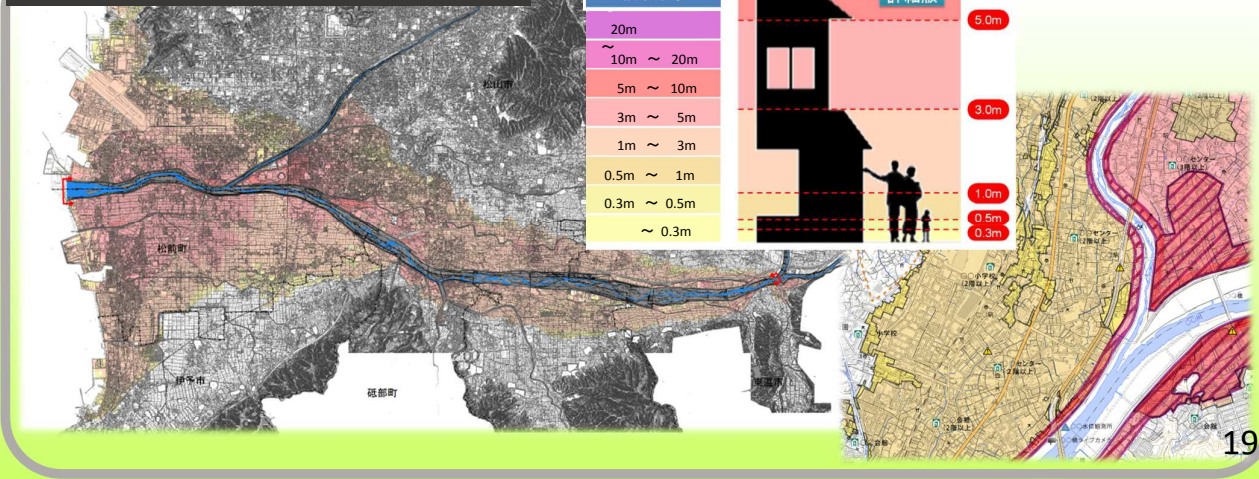
（1）円滑かつ迅速な避難のための取組み

想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知 （No. 7）

洪水浸水想定区域は・・・

対象とする河川が想定最大規模降雨によって氾濫した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域

洪水浸水想定区域の例



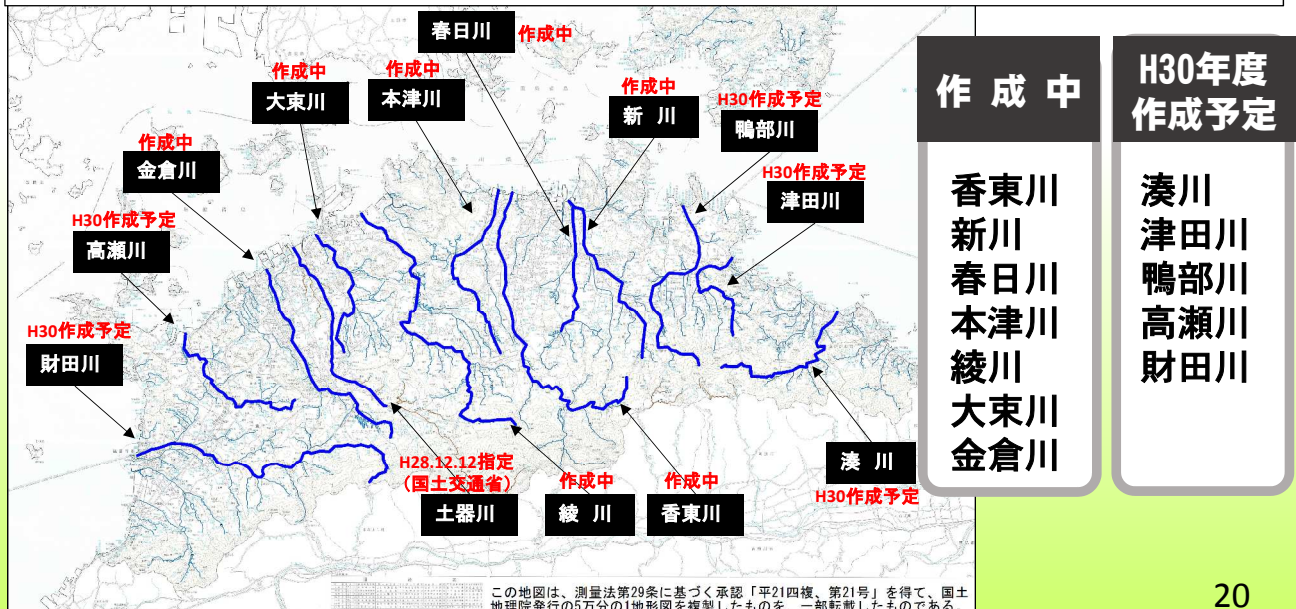
2 地域の取組み方針（案）

香川県における想定最大規模の洪水浸水想定区域の作成予定

国・都道府県

（水防法第14条等）

河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を
洪水浸水想定区域等として指定



(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組み

水害ハザードマップの改良、周知、活用（No. 8）

国・都道府県

想定最大規模の洪水浸水想定区域作成

関係市町

水害ハザードマップを作成し、住民等へ**広く周知**

◆ 国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録

◆ ハザードマップを活用し、**訓練等を実施**



ハザードマップを活用したまち歩き訓練

21

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組み

防災教育の促進（No. 10）

◆ 直轄河川土器川において、平成29年からモデル小学校（丸亀市飯野小学校）で **試行授業を実施**

試行授業の内容

- 1 時限目：自然災害の起こりやすい国土
- 2 時限目：自然災害からくらしを守るために
- 3 時限目：自然災害に備えてできることを考えよう

◆ 今後、作成された防災教育資料を、県教育委員会を通じて、**全ての学校に共有**する。



試行授業の状況 ①



試行授業の状況 ②

22

防災教育の促進（No. 10）

◆ 県政出前講座等の出前講座を継続して実施



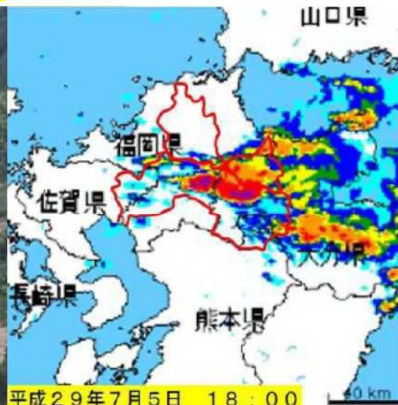
平成30年1月 土砂災害の模型を用いた出前講座
（香川大学教育学部附属高松小学校）

（1）円滑かつ迅速な避難のための取組み

危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備（No. 11）

平成29年7月九州北部豪雨により甚大な被害が発生

都道府県管理河川において水位計の設置が進んでおらず、「河川水位等の現地状況の把握が難しかった・・・」との意見



出典：九州地方整備局 ホームページ

平成29年8月1日（火） 毎日新聞 引用

7月の九州北部豪雨で、設置計画が立てられていないことが、都道府県への取材で分かった。国管理の109水系の本流にはすべて設置されているのに対し、都道府県管理の中小河川で設置が進んでいない実態が浮かび上がった。

7月の九州北部豪雨で、設置計画が立てられていないことが、都道府県への取材で分かった。国管理の109水系の本流にはすべて設置されているのに対し、都道府県管理の中小河川で設置が進んでいない実態が浮かび上がった。

1台設置と想定して、河川数の最大値を置いた場合でも、その比率は2割強。7割以上の河川が未設置と推計される。多くの自治体が必要性は認識

都道府県管理2.1万 中小の設置遅れ

河川7割超 水位計なし

2 地域の実践的取り組み（案）

（2）的確な水防活動のための取り組み

水防・土砂災害防止訓練の充実（No. 16）

多様な関係機関、住民等の参加により、**実践的な水防・土砂災害防止訓練を実施**する。

降雨体験コーナー



土のう作成体験コーナー



土のう積み工法の訓練



模型を用いた土砂災害体験コーナー



過去の災害のパネル展示²⁷

1. はじめに

2. 地域の実践的取り組み方針（案）

3. 今後のスケジュールについて

毎年、協議会及び幹事会を開催し、**取組みの進捗状況を共有し、継続的にフォローアップ**を行う。

